

呉市危険建物除却促進事業（令和 7 年度）

本事業は、安全・安心な市民生活を確保するため、市の予算の範囲内で危険建物の解体費用の一部を助成することにより、当該除却等を推進し、もって、危険建物の倒壊等による事故を防止することを目的としています。

1 対象となる建物

次の 3 項目の全ての要件を満たし、危険建物と認定された建物（以下「危険建物」という）が対象となります。

- (1) 呉市内に存する空き家（抵当権がついていない建物）
- (2) 戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅で居住のための建物
（併用住宅は、居住部分の占める割合が 1 / 2 以上であることが要件となります。）
- (3) 「住宅の不良度判定基準」にて 1 0 0 点以上、かつ、『「周辺への危険度判定」の基準』を満たした建物

2 補助対象者（以下「申請者」といいます。）

次の要件のいずれか又は両方に該当する方であれば、呉市外に居住の方でも補助金の交付を受けることができます。

- (1) 危険建物の所有者（法律上、現に不動産の所有権を有している者をいい、法定相続人を含みます。以下同様です。）
- (2) 危険建物が存在する土地の所有者（建物所有者同意書（様式第 1 号）の取得により危険建物の所有者の同意を得た方に限ります。）

※ **建設業**又は**不動産業**を営む法人その他これらに類する法人は、この**補助金の交付対象外**となります。

3 補助金交付対象外事業

- (1) 危険建物に附属する地下埋設物（浄化槽、井戸等で、単体で崩壊した場合に落下等による近隣等への直接の危険性のないものに限ります。）の除却工事
- (2) 公共事業による移転、建て替えその他の補償の対象となっている建築物の除却工事
- (3) 建物内外の残置什器（家具等）の撤去

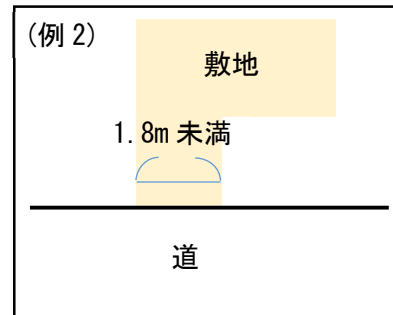
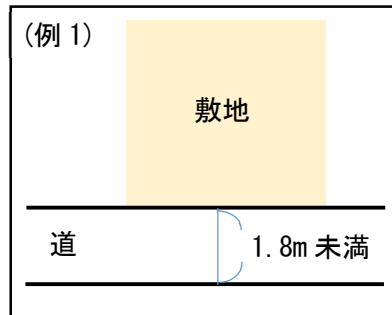
4 補助金額

補助金額は、次のいずれかの低い額（上限 3 0 万円）となります。

- (1) 補助金交付対象事業に要する経費（以下「交付対象経費」といいます。）の 3 0 %
- (2) 国土交通省の定める住宅局所管事業に係る標準建設費等により算出した除却工事費に 1 0 分の 8 を乗じた額

ただし、危険建物が次のいずれかの要件を満たす敷地（以下「無接道敷地」という）に立地する場合、補助金額の上限が50万円に引き上げられます。

- (1) 道路から敷地に至るまでの道の最小幅員が1.8メートル未満の敷地
- (2) 道と敷地の接する長さが1.8メートル未満の敷地



5 解体業者

呉市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有し、かつ、建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可を得ている業者又は解体工事業の登録がされている業者

6 解体後の敷地の措置

危険建物の解体後、次のような「災害防止対策」が必要となります。

- (1) 敷地が崖上等にある場合は、崩壊防止措置（崖の崩壊防止措置）が必要です。
 - ・崖上の敷地とは、高さ2mを超える崖の上にある敷地のことです。
 - ・崩壊防止措置とは、解体撤去された後の敷地に雨水などが浸透することにより崖が崩壊することのないよう、敷地内に浸透性のないシートを敷き、かつ、側溝等に雨水が円滑に排水できるようにする措置のことをいいます。
- (2) 敷地が崖上等にない場合は、敷地外への土砂等の流出防止措置が必要です。
 - ・流出防止措置とは、土のう等を利用して雨水等を側溝に誘導する措置のことをいいます。

7 申請期限

- (1) 危険建物認定申請

令和7年9月30日（火）まで

※ 危険建物と認定された建物のみが、補助金交付申請の対象となります。

※ 予算額に達した場合は、申請期限前に受付を終了させていただくこととなりますので、御了承ください。

- (2) 補助金交付申請

危険建物の認定から30日以内の日かつ令和7年10月31日（金）まで

8 事業完了期限

令和8年2月27日（金）まで

9 申請書提出先・問合せ先

呉市都市部住宅政策課（本庁舎 5 階） 連絡先 TEL0823-25-3514

10 注意事項

- (1) 危険建物の認定前に解体工事に着手された場合には、この補助金を交付することはできません。さらに、危険建物と認定された建物であっても、補助金の交付決定前に当該工事に着手された場合についても、同様に交付できません。
- (2) 建物を除却することにより土地に係る固定資産税額が増加する場合があります。詳しくは、資産税課にお尋ねください（呉市資産税課 TEL0823-25-3212）。
- (3) 危険建物として認定されたにもかかわらず除却されない建物については、今後、維持管理について指導をさせていただく場合があります。
- (4) 本事業においては、関係法令の規定に則して除却工事を行ってください。また、解体工事を行うにあたり、建築基準法に基づく建築物除却届や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出書が必要になる場合があります。詳しくは、建築指導課にお尋ねください（呉市建築指導課 TEL0823-25-3513）
- (5) 登記されている建物の除却工事が完了した際には、速やかに法務局において滅失登記の申請を行ってください。
- (6) 呉市役所では、解体業者のあっせんは行っていません。業者選定でお困りの場合には、呉建設工業協同組合（TEL0823-23-6951）にお問合せください。
- (7) 必ず最新の様式による申請書及び当該添付書類を提出してください。

11 フローチャート

